

**手続名**  
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付に係る手続き

担当課・係（連絡先）

子育て支援課・手当医療グループ（049-251-2711 内線204）

**手続説明**

・概要  
母子家庭の母および父子家庭の父並びに寡婦などのかたの経済的自立と扶養している児童の福祉増進のために必要な資金を貸し付けする県の制度です。

・貸付けを申請できるかた

- ・母子家庭の母
- ・父子家庭の父
- ・父母のない20歳未満の児童
- ・寡婦（現在児童を扶養していない場合は、所得制限があります。）
- ・40歳以上の配偶者のない女性（現在児童を扶養していない場合は、所得制限があります。）

・貸付金の用途  
修学資金、事業開始資金、生活資金などの資金を無利子あるいは低利で借りることができます。

※県の貸付制度のため、県の調査、審査が必要となります。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

※ご相談、申請手続きに必要な書類等は下記へお問い合わせください。

担 当：埼玉県西部福祉事務所地域福祉担当  
所在地：坂戸市石井2327-1  
電 話：049-283-6780

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate\\_kyoiku/kosodate\\_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-0942-32.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-0942-32.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり